

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2026年5月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2026年4月中旬～2026年5月中旬）

- 最高人民法院、最高人民検察院による汚職賄賂刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈
- 最高人民法院による知的財産権侵害民事紛争事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈

II. 中国法務の現場より

- 流砂の歩き方を学ぶ（2）

III. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2026年4月中旬～2026年5月中旬）

◆ 最高人民法院、最高人民検察院による汚職賄賂刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈¹

最高人民法院、最高人民検察院 2026年4月10日公布 2026年5月1日施行

1. はじめに

2026年4月10日、最高人民法院及び最高人民検察院は「最高人民法院及び最高人民検察院による汚職賄賂刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）」（法釈〔2026〕6号。以下「**本解釈（二）**」という。）を共同で公布し、2026年5月1日から正式に施行された。

本解釈（二）の公布前、2016年に公布された「最高人民法院及び最高人民検察院による汚職賄賂刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈」²（法釈〔2016〕9号。以下「**解釈（一）**」という。）が既に10年にわたり実施されており、その定める数額基準は量刑の基本的根拠となっている。

本解釈（二）は解釈（一）を補完するものであり、全24条から構成されている。まず、従来は明確な定量基準が設けられていなかった単位³収賄罪、単位に対する贈賄罪、贈賄紹介罪、単位贈賄罪、巨額財産出所不明罪、国外預金隠匿罪、国有資産私的分配罪などについて、新たに具体的な金額基準が整備された。また、非国家職員による職務犯罪についても、その犯罪成立及び量刑基準は、国家職員に係る対応犯罪の基準を準用することが明確化された。以下では、その主な罪名及び非国家職員による職務犯罪の量刑基準を中心に紹介する。

2. 要点

（1）単位収賄罪の犯罪成立及び量刑基準

刑法の規定によれば、国家機関、国有会社、企業、事業単位、人民団体が、他人の財物を要求し、又は不法に收受して、他人のために利益を図り、情状が重い場合には、当該単位に対して罰金を科し、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対しては、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が特に重い場合には、3年以上10年以下の有期徒刑に処する⁴。本解釈（二）は、上記の「情状が重い」及び「情状が特に重い」について、以下のとおり規定している⁵。

単位による収賄額が20万元以上である場合、又は10万元以上20万元未満であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、刑法第387条第1項に規定する「情状が重い」と認定しなければならない。

- ① 複数回にわたり賄賂を要求した場合
- ② 他人のために不正な利益を図り、その結果、公共財産、国家及び人民の利益に損失をもたらした場合
- ③ 収賄に係る金品を違法活動に使用した場合

¹ 「最高人民法院、最高人民検察院关于办理贪污贿赂刑事案件适用法律若干问题的解释（二）」（法释〔2026〕6号）

² 「最高人民法院、最高人民検察院关于办理贪污贿赂刑事案件适用法律若干问题的解释」（法释〔2016〕9号）

³ 中国法上の「単位」とは、日本法における「法人」に近い概念であり、会社、企業、事業単位、国家機関及び各種団体等の組織体を含む。もっとも、その範囲は日本法上の法人概念と必ずしも一致しないため、本稿では原語に対応する訳語として「単位」を用いている。

⁴ 刑法第387条第1項

⁵ 本解釈（二）第1条

- ④ 収賄に係る金品の行方について説明を拒み、又は追徴手続への協力を拒否したことにより、追徴が不能となった場合
- ⑤ 悪質な影響又はその他重大な結果を生じさせた場合

単位による収賄額が 200 万元以上である場合、又は 100 万元以上 200 万元未満であって、前項各号に掲げるいずれかに該当する場合には、刑法第 387 条第 1 項に規定する「情状が特に重い」と認定しなければならない。

(2) 単位に対する贈賄罪の犯罪成立及び量刑基準

刑法の規定によれば、不正な利益を図る目的で、国家機関、国有会社、企業、事業単位、人民団体に対して財物を供与した場合、又は経済取引において国家规定に違反し、名目のいかんを問わずリベート若しくは手数料を供与した場合には、3 年以下の有期懲役又は拘役に処し、併せて罰金を科する。情状が重い場合には、3 年以上 7 年以下の有期懲役に処し、併せて罰金を科する⁶。本解釈（二）は、本罪の成立基準及び上記の「情状が重い」について、以下のとおり規定している⁷。

- ① 3 つ以上の単位に対して贈賄した場合
- ② 違法所得を贈賄資金に使用した場合
- ③ 生態環境、財政金融、安全生産、食品・薬品、防災・災害救援、社会保障、教育、医療等の分野において贈賄し、違法犯罪活動を行った場合
- ④ 公職又は荣誉称号を得るために贈賄した場合
- ⑤ 職務又は職級の昇進・調整を得るために贈賄した場合
- ⑥ 悪質な影響又はその他重大な結果を生じさせた場合

単位に対する贈賄について、個人による贈賄額が 200 万元以上、単位による贈賄額が 400 万元以上である場合、又は個人による贈賄額が 100 万元以上 200 万元未満、単位による贈賄額が 200 万元以上 400 万元未満であって、前項各号のいずれかに該当する場合には、刑法第 391 条第 1 項に規定する「情状が重い」と認定しなければならない。

(3) 贈賄紹介罪の犯罪成立及び量刑基準

刑法は、国家職員に対する贈賄を紹介し、情状が重い場合には、3 年以下の有期懲役若しくは拘役に処し、又は罰金を科すると規定している⁸。本解釈（二）は、上記の「情状が重い」について、以下のとおり規定している⁹。

国家職員に対する贈賄を紹介し、個人による贈賄の紹介額が 10 万元以上、単位による贈賄の紹介額が 50 万元以上である場合、又は個人による贈賄の紹介額が 5 万元以上 10 万元未満、単位による贈賄の紹介額が 25 万元以上 50 万元未満であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、刑法第 392 条に規定する「情状が重い」と認定しなければならない。

- ① 3 人以上の依頼者のために贈賄を紹介した場合
- ② 3 人以上の国家職員に対して贈賄を紹介した場合
- ③ 依頼者のために不正な利益を図る目的で贈賄を紹介し、その結果、公共財産、国家及び人民の利益に損失をもたらした場合

⁶ 刑法第 391 条第 1 項

⁷ 本解釈（二）第 2 条

⁸ 刑法第 392 条第 1 項

⁹ 本解釈（二）第 3 条

- ④ 悪質な影響又はその他重大な結果を生じさせた場合

(4) 単位贈賄罪の犯罪成立及び量刑基準

刑法は、単位が不正な利益を図る目的で贈賄し、又は国家规定に違反して国家職員にリベート若しくは手数料を供与し、情状が重い場合には、当該単位に対して罰金を科し、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して、3年以下の有期懲役若しくは拘役に処し、併せて罰金を科すると規定している。情状が特に重い場合には、3年以上10年以下の有期懲役に処し、併せて罰金を科する¹⁰。本解釈(二)は、上記の「情状が重い」及び「情状が特に重い」について、以下のとおり規定している¹¹。

単位による贈賄額が20万元以上である場合、又は10万元以上20万元未満であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、刑法第393条に規定する「情状が重い」と認定しなければならない。

- ① 3人以上に対して贈賄した場合
- ② 違法所得を贈賄に使用した場合
- ③ 生態環境、財政金融、安全生産、食品・薬品、防災・災害救援、社会保障、教育、医療等の分野において贈賄し、違法犯罪活動を行った場合
- ④ 監察、行政法執行又は司法に従事する者に対して贈賄し、事件処理の公正性に影響を及ぼした場合
- ⑤ 悪質な影響又はその他重大な結果を生じさせた場合

また、単位による贈賄額が200万元以上である場合、又は100万元以上200万元未満であって、前項各号のいずれかに該当する場合には、刑法第393条に規定する「情状が特に重い」と認定しなければならない。

(5) 巨額財産出所不明罪の金額基準

刑法は、国家職員の財産又は支出が合法的収入を明らかに上回り、その差額が巨額である場合には、当該国家職員に対して出所の説明を命ずることができ、出所を説明できない場合には、その差額部分を違法所得とみなし、5年以下の有期懲役又は拘役に処すると規定している。差額が特に巨額である場合には、5年以上10年以下の有期懲役に処する。財産の差額部分は追徴される¹²。本解釈(二)は、上記の「差額が巨大」及び「差額が特に巨大である」について、以下のとおり規定している¹³。

国家職員の財産又は支出が合法的収入を明らかに上回り、出所を説明できず、その差額が300万元以上1000万元未満である場合には、刑法第395条第1項に規定する「差額が巨大である」と認定しなければならない。また、その差額が1000万元以上である場合には、同項に規定する「差額が特に巨大である」と認定される。

また、前項の行為を行い、次の各号のいずれかに該当する場合には、重く処罰される。

- ① 支出を違法活動に使用した場合
- ② 過去に財産の申告漏れにより、紀律上又は法律上の処分を受けたことがある場合

¹⁰ 刑法第393条第1項

¹¹ 本解釈(二)第4条

¹² 刑法第395条第1項

¹³ 本解釈(二)第5条

なお、1999年に施行された「最高人民検察院による人民検察院が直接受理し立件・捜査する事件の立件基準に関する規定（試行）（高検発釈字（1999）2号）¹⁴」によれば、巨額財産出所不明の疑いがあり、その金額が30万元以上である場合には、立件すべきものとされていた¹⁵。これに対し、本解釈（二）は、「差額が巨額である」と認定される基準額を300万元以上へと大幅に引き上げている。

このような基準額の引上げは、従来の実務運用と比較して大きな変更であり、中国国内においても一定の議論を呼んでいる。この点は、中国の反腐敗政策及び刑事司法実務の運用にも一定の影響を及ぼす可能性があり、今後の実務動向を注目する必要がある。

（6）国外預金隠匿罪の金額基準

刑法は、国家職員が国外に有する預金について、国家规定に従い申告しなければならないと規定している。金額が比較的大きく、これを隠匿して申告しない場合には、2年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が比較的軽い場合には、その所属単位又は上級主管機関が情状を斟酌して行政処分を行うものとされている¹⁶。本解釈（二）は、上記の「金額が比較的大きい」及び「情状が比較的軽い」について、以下のとおり規定している¹⁷。

国外に有する預金を隠匿し、その人民元換算額が300万元以上である場合には、刑法第395条第2項に規定する「金額が比較的大きい」と認定しなければいけない。

前項の行為を行い、次の各号のいずれかに該当する場合には、重く処罰される。

- ① 当該預金を違法活動に使用した場合
- ② 過去に国外預金の隠匿により、紀律上又は法律上の処分を受けたことがある場合

また、追訴される前に自ら申告し、かつ当該預金を国内に戻すことに積極的に協力した場合には、刑法第395条第2項に規定する「情状が比較的軽い」と認定することができる。

（7）非国家職員による職務犯罪に関する参照基準

非国家職員収賄罪¹⁸、非国家職員に対する贈賄罪¹⁹、職務横領罪²⁰及び資金流用罪²¹の犯罪成立及び量刑基準については、それぞれ収賄罪²²、贈賄罪又は単位贈賄罪²³、汚職罪²⁴及び公金流用罪²⁵の犯罪成立及び量刑基準を参照して適用するものとされている。刑事責任を追及するか否か及び量刑を判断するに当たっては、犯罪の性質及び情状を総合的に考慮し、社会的危害性を的確に評価し、罪責と刑罰の均衡を確保しなければならない²⁶。

¹⁴ 「最高人民検察院关于人民検察院直接受理立案偵查案件立案标准的規定（試行）高検発釈字（1999）2号」

¹⁵ 同規定第9条

¹⁶ 刑法第395条第2項

¹⁷ 本解釈（二）第6条

¹⁸ 刑法第163条

¹⁹ 刑法第164条

²⁰ 刑法第271条

²¹ 刑法第272条

²² 刑法第386条

²³ 刑法第393条

²⁴ 刑法第383条

²⁵ 刑法第384条

²⁶ 本解釈（二）第8条

これに対し、解釈（一）における非国家職員による職務犯罪の犯罪成立及び量刑基準は、以下のとおりであった²⁷。

- ① 非国家職員収賄罪及び職務横領罪における「金額が比較的大きい」及び「金額が巨大である」の金額の起点については、本解釈における収賄罪及び汚職罪に対応する金額基準の2倍及び5倍を基準として適用する
- ② 非国家職員に対する贈賄罪における「金額が比較的大きい」及び「金額が巨大である」の金額の起点については、本解釈における贈賄罪の金額基準の2倍を基準として適用する
- ③ 資金流用罪における「金額が比較的大きい」、「金額が巨大である」及び「違法活動を行う」場合の金額の起点については、本解釈における公金流用罪の「金額が比較的大きい」、「情状が重い」及び「違法活動を行う」場合の金額基準の2倍を基準として適用する

解釈（一）と比較すると、非国家職員による職務犯罪の量刑基準の変更点は、以下のとおりである。

罪名	基準	解釈（一）	本解釈（二）
非国家職員収賄罪	金額が比較的大きい	6万円 ²⁸	3万円 ²⁹
	金額が巨大	100万円 ³⁰	20万円 ³¹
	金額が特に巨大	規定なし	300万円 ³²
非国家職員に対する贈賄罪	金額が比較的大きい	個人：6万円 ³³	個人：6万円 ³⁴
		単位：規定なし	単位：200万円 ³⁵
	金額が巨大	個人：200万円 ³⁶	個人：100万円 ³⁷
		単位：規定なし	単位：規定なし
職務横領罪	金額が比較的大きい	6万円 ³⁸	3万円 ³⁹
	金額が巨大	100万円 ⁴⁰	20万円 ⁴¹
	金額が特に巨大	規定なし	300万円 ⁴²
資金流用罪	金額が比較的大きい	違法活動：6万円 ⁴³	違法活動：3万円 ⁴⁴
		営利活動：10万円 ⁴⁵	営利活動：5万円 ⁴⁶
	金額が巨大	違法活動：6万円 ⁴⁷	違法活動：300万円 ⁴⁸

²⁷ 解釈（一）第11条

²⁸ 解釈（一）第1条、第11条

²⁹ 解釈（一）第1条、本解釈（二）第8条

³⁰ 解釈（一）第2条、第11条

³¹ 解釈（一）第2条、本解釈（二）第8条

³² 解釈（一）第3条、本解釈（二）第8条

³³ 解釈（一）第7条、第11条

³⁴ 解釈（一）第7条、本解釈（二）第8条

³⁵ 解釈（一）第10条、本解釈（二）第8条

³⁶ 解釈（一）第8条、第11条

³⁷ 解釈（一）第8条、本解釈（二）第8条

³⁸ 解釈（一）第1条、第11条

³⁹ 解釈（一）第1条、本解釈（二）第8条

⁴⁰ 解釈（一）第2条、第11条

⁴¹ 解釈（一）第2条、本解釈（二）第8条

⁴² 解釈（一）第3条、本解釈（二）第8条

⁴³ 解釈（一）第5条、第11条

⁴⁴ 解釈（一）第5条、本解釈（二）第8条

⁴⁵ 解釈（一）第6条、第11条

⁴⁶ 解釈（一）第6条、本解釈（二）第8条

⁴⁷ 解釈（一）第5条、第11条

⁴⁸ 解釈（一）第5条、本解釈（二）第8条

罪名	基準	解釈（一）	本解釈（二）
		営利活動：10 万元 ⁴⁹	営利活動：500 万元 ⁵⁰

本解釈（二）は、非国家職員収賄罪や職務横領罪等の非国家職員による職務犯罪について、対応する国家職員犯罪の犯罪成立及び量刑基準を準用することを明確化し、解釈（一）において定められていた「2 倍」又は「5 倍」といった金額基準を廃止した。

これにより、非国家職員による職務犯罪についても、原則として国家職員犯罪と同一の基準が適用されることとなり、とりわけ民間企業の役職員による贈収賄行為については、犯罪成立基準が実質的に引き下げられたといえる。この点は、近年の企業コンプライアンス及び反腐敗規制の強化という流れを反映したものであり、非国家職員による職務犯罪に対する取締りの厳格化の方向性を示すものといえる。

もっとも、本解釈（二）は同時に、「刑事責任を追及するか否か及び量刑を判断するに当たっては、犯罪の性質及び情状を総合的に考慮し、社会的危害性を的確に評価し、罪責と刑罰との均衡を確保しなければならない」と規定している。このことから、最高人民法院及び最高人民検察院は、非国家職員による職務犯罪の処罰及び量刑に当たり、個別事案の事情を考慮する余地を残していることがうかがえる。すなわち、捜査機関及び裁判機関に対し、行為の悪質性や社会的有害性を総合的に評価した上で判断を行い、国家職員犯罪の金額基準を形式的に適用することにより、罪責と刑罰との均衡を欠く結果となることを避けるよう求めているものと考えられる。

◆ 最高人民法院による知的財産権侵害民事紛争事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈⁵¹

最高人民法院 2026 年 4 月 17 日公布 2026 年 5 月 1 日施行

1. はじめに

民法典は、故意に他人の知的財産権を侵害し、その情状が重大である場合には、権利者が相応の懲罰的損害賠償を請求することができる旨⁵²を規定しており、知的財産権侵害における懲罰的損害賠償制度の一般原則を確立している。

これを受けて、最高人民法院は 2021 年 3 月 2 日、「最高人民法院による知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈」⁵³（法釈〔2021〕4 号。以下「旧解釈」という。）を公布し、懲罰的損害賠償の適用要件等について具体的な規定を設けた。

その後、2026 年 5 月 1 日、「最高人民法院による知的財産権侵害民事紛争事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈」（法釈〔2026〕7 号。以下「本解釈」という。）が施行された。これに伴い、旧解釈は同日付で廃止された。

⁴⁹ 解釈（一）第 6 条、第 11 条

⁵⁰ 解釈（一）第 6 条、本解釈（二）第 8 条

⁵¹ 「最高人民法院关于审理侵害知识产权民事纠纷案件适用法律若干问题的解释（法释〔2026〕7 号）」

⁵² 民法典第 1185 条

⁵³ 「最高人民法院关于审理侵害知识产权民事案件适用惩罚性赔偿的解释（法释〔2021〕4 号）」

今回の改正では、条文数が従来の7条から14条へと拡充され、懲罰的損害賠償制度の適用ルールがより具体的かつ明確に規定された。以下では、本解釈における主な改正ポイントについて紹介する。

2. 要点

(1) 懲罰的損害賠償請求の時期について

本解釈は、懲罰的損害賠償請求を行うことができる時期を明確化した。具体的には、第二審手続において新たに懲罰的損害賠償の請求を追加した場合、人民法院による調停が成立しないときは、当該請求は認められない。また、訴訟終了後に、同一の侵害事実に基づいて改めて懲罰的損害賠償を請求する訴訟を提起した場合には、人民法院はこれを受理しないものとされている。

	旧解釈	本解釈
改正ポイント	<p>第2条 原告が懲罰的損害賠償を請求する場合、訴訟の提起時に、賠償額、算定方法、及びその根拠となる事実と理由を明確にしなければならない。</p> <p>原告が第一審の弁論終結前に懲罰的損害賠償の請求を追加した場合、人民法院はこれを認めるものとする。第二審において懲罰的損害賠償の請求を追加した場合、人民法院は当事者の自由意思に基づき調停を行うことができる。調停が成立しないときは、当事者に対し、別途訴訟を提起するよう告知しなければならない。</p>	<p>第2条 原告が懲罰的損害賠償を請求する場合、訴訟の提起時に、賠償額、算定方法、及びその根拠となる事実と理由を明確にしなければならない。</p> <p>第3条 原告が第一審の弁論終結前に懲罰的損害賠償の請求を追加した場合、人民法院はこれを認めるものとする。第二審において懲罰的損害賠償の請求を追加した場合、人民法院は当事者の自由意思に基づき調停を行うことができる。調停が成立しないときは、<u>当該請求を認めない。</u></p> <p>第4条 <u>原告が知的財産権侵害訴訟において損害賠償を請求したが懲罰的損害賠償を請求せず、人民法院による釈明後もなお請求せず、当該訴訟の終結後に同一の侵害事実に基づき別途訴訟を提起して懲罰的損害賠償を請求した場合、人民法院はこれを受理しない。</u></p>

(2) 不正競争行為における懲罰的損害賠償の適用対象の明確化

本解釈は、不正競争行為に基づく懲罰的損害賠償請求について、その適用範囲を明確化した。すなわち、法律に別段の定めがある場合を除き、原告が営業秘密侵害以外の不正競争行為を理由として懲罰的損害賠償を請求した場合には、人民法院はこれを認めないものとされている⁵⁴。

したがって、不正競争行為を理由とする懲罰的損害賠償請求のうち、人民法院に認められるのは営業秘密侵害に係る場合に限られ、それ以外の不正競争行為については、原則として懲罰的損害賠償は認められない。

(3) 知的財産権侵害における「故意」の認定事由の具体化

旧解釈は、知的財産権侵害における「故意」の認定について、5つの具体的事由及び「その他」の条項について定めていた。本解釈は、これに加えて新たに2つの認定事由を追加した。

⁵⁴ 本解釈第5条

	旧解釈	本解釈
改正ポイント	<p>第3条</p> <p>知的財産権侵害の故意の認定について、人民法院は、侵害された知的財産権の対象の種類、権利の状態及び関連製品の知名度、被告と原告又は利害関係者との関係などの要素を総合的に考慮しなければならない。</p> <p>次の各号に掲げる事情がある場合には、人民法院は、被告が知的財産権の侵害について故意を有するものと初步的に認定することができる。</p> <p>(一) 被告が原告又は利害関係者から通知又は警告を受けた後も、依然として侵害行為を実施している場合</p> <p>(二) 被告又はその法定代表者、管理者が、原告又は利害関係者の法定代表者、管理人、実質的支配者である場合</p> <p>(三) 被告と原告又は利害関係者との間に、労働、労務、提携、ライセンス、販売、代理、代表等の関係が存在し、かつ侵害された知的財産権に接触したことがある場合</p> <p>(四) 被告と原告又は利害関係者との間に業務上の取引があること、又は契約の締結等のために協議を行ったことがあり、かつ侵害された知的財産権に接触したことがある場合</p> <p>(五) 被告が海賊版行為又は登録商標の模倣行為を実施している場合</p> <p>(六) その他故意と認定することができる場合</p>	<p>第6条</p> <p>知的財産権の侵害についての故意の認定に当たり、人民法院は、知的財産権の対象の種類、権利の状態及び知名度、被告と原告又は利害関係者との関係等の要素を総合的に考慮しなければならない。</p> <p>被告に次の各号のいずれかに該当する事業がある場合には、人民法院は、被告が知的財産権の侵害について故意を有するものと認定することができる。ただし、当事者がこれに反する十分な反証を提出した場合はこの限りでない。</p> <p>(一) 原告又は利害関係者からの有効な通知を受けた後も、依然として侵害行為を実施している場合</p> <p>(二) 被告又はその法定代表者、管理人が、原告又は利害関係者の法定代表者、管理人、実質的支配者であり、かつ侵害された知的財産権を知っていたか、又は知り得べきであった場合</p> <p>(三) 原告又は利害関係者との間に労働、労務、提携、ライセンス、販売、代理、代表等の関係が存在し、かつ前述の関係に基づき侵害された知的財産権に接触したことがある場合</p> <p>(四) 原告又は利害関係者との間に業務上の取引があること、又は契約の締結等のために協議を行ったことがあり、かつ侵害された知的財産権に接触したことがある場合</p> <p>(五) 海賊版行為、登録商標の模倣行為又は他人の特許の模倣行為を実施している場合</p> <p>(六) 原告との間で和解を成立させ、かつ侵害行為を停止することに同意した後、再び同一又は類似の侵害行為を実施している場合</p> <p>(七) 関連会社を設立し、法定代表者若しくは筆頭株主を変更し、又は匿名の会社を設立する等の方法により実質的な支配関係を隠蔽し、若しくは免責条項を締結することによって、係争中の知的財産権に係る法的責任を免れようとしている場合</p> <p>(八) その他故意と認定することができる場合</p>

また、上記の表のように、本解釈は旧解釈における「故意」認定の基準について、以下のとおり微調整を行った。

- ① 原告または利害関係者が被告に対して権利侵害の通知を出すよう要求する場合について、「有効な通知」のみに限定した。
- ② 被告またはその法定代表者、管理人と原告や利害関係者の法定代表者、管理人、実質的支配者が同一である状況において、「関係者は侵害された知的財産権を知っていたか、又は知り得べきであった場合」という主観的な認定要件を追加した。
- ③ 「海賊版登録商標の模倣行為」に加えて、「他人の特許の模倣行為」という状況を追加した。

(4) 懲罰的損害賠償の算定式の明確化

旧解釈における懲罰的損害賠償の算定ルールは第5条に集中的に規定されていたが、本解釈では

第 8 条から第 10 条に分けて整理され、その内容もより具体化された。

本解釈は、被告の違法所得又は侵害による利益を懲罰的損害賠償の算定基数とする場合には、営業利益を参照して確定することができ、被告が知的財産権侵害を業としている場合には、販売利益を参照して算定することができること、利益率を確定できない場合には、統計部門、業界団体等が公表した同時期・同業種の平均利益率又は権利者の利益率を参照して算定できることを明確にした。また、法定賠償額は懲罰的賠償の算定基数とすることができないことも明確にした。

	旧解釈	本解釈
改正ポイント	<p>第 5 条</p> <p>人民法院が懲罰的損害賠償の額を確定する場合、関係法令に従い、原告の実際の損害額、被告の違法所得額又は侵害行為により得た利益をそれぞれ計算の基数としなければならない。当該基数には、原告が侵害の阻止のために支出した合理的な費用は含まれない。ただし、法律に別段の定めがある場合は、その定めによる。</p> <p>前項にいう実際の損害額、違法所得額又は侵害行為により得た利益のいずれも算定が困難である場合には、人民法院は、法に従い、当該権利の実施許可使用料の倍数を参照して合理的に確定し、これを懲罰的損害賠償額の算定基数とする。</p> <p>人民法院は、法に従い、被告に対しその保有する侵害行為に関連する帳簿、資料を提出するよう命じた場合、被告が正当な理由なく提出を拒否し、又は虚偽の帳簿、資料を提出した場合には、人民法院は、原告の主張及び証拠を参考にして、懲罰的損害賠償額の算定基数を確定することができる。民事訴訟法第 111 条に規定する事情に該当する場合には、法に従い法的責任を追及する。</p>	<p>第 8 条</p> <p>人民法院が懲罰的損害賠償の額を確定する場合、関係法令に従い、原告の実際の損害額、被告の違法所得額又は侵害行為により得た利益をそれぞれ計算の基数としなければならない。算定基数には、原告が侵害の阻止のために支出した合理的な費用は含まれない。ただし、法律に別段の定めがある場合は、その定めによる。</p> <p>実際の損害額、違法所得額又は侵害行為により得た利益のいずれも算定が困難である場合には、人民法院は、法に従い、権利の実施許可使用料を参照して、懲罰的損害賠償額の算定基数を合理的に確定するものとする。</p> <p><u>法定賠償額は、懲罰的損害賠償の算定基数とすることができない。</u></p>
		<p>第 9 条</p> <p><u>被告の違法所得又は侵害による利益を懲罰的損害賠償の算定基数とする場合には、営業利益を参照して確定することができる。被告が知的財産権の侵害を業とする場合には、売上利益を参照して計算することができる。利益率を確定することができない場合には、統計部門、業界団体等が公表する同時期・同業種の平均利益率又は権利者の利益率を参照して計算することができる。</u></p>
		<p>第 10 条</p> <p>人民法院が法に従い被告に対しその保有する侵害行為に関連する帳簿、資料等の提出を命じた場合、被告が正当な理由なく提出を拒み、又は虚偽の帳簿、資料等を提出した場合には、人民法院は、原告の主張及び証拠に基づき、法に従い懲罰的損害賠償額の算定基数を確定することができる。民事訴訟法第 114 条に規定する情形に該当する場合には、法令に従い法的責任を追及する。法律に別段の定めがある場合は、その定めによる</p>

(5) 懲罰的賠償の倍数の確定方法の整備化

本解釈は、同一の侵害行為につき既に行政過料又は刑事罰金が科され、かつこれらが執行済みで

ある場合、人民法院は、懲罰的賠償の倍数を確定する際、これを考慮しなければならないことを明確にし、当事者の請求を前提としないものとした。

	旧解釈	本解釈
改正ポイント	<p>第6条 人民法院が法に従い懲罰的損害賠償の倍数を確定する場合、被告の主観的過失の程度、侵害行為の情状の重大性等の要素を総合的に考慮しなければならない。</p>	<p>第11条 人民法院が懲罰的損害賠償の倍数を確定する場合、被告の主観的過失の程度、侵害行為の情状の重大性等の要素を総合的に考慮しなければならない。<u>懲罰的損害賠償の倍数は、法定の範囲内で確定するものとし、整数であることを要しない。</u></p>
	<p>同一の侵害行為につき既に行政過料又は刑事罰金が科され、かつこれらが執行済みである場合、被告が懲罰的損害賠償責任の減免を主張しても、人民法院はこれを認めない。ただし、前項に規定する倍数を確定する際には、これらを総合的に考慮することができる。</p>	<p>第12条 <u>人民法院が懲罰的賠償を適用して確定する賠償総額は、最高で計算基数の五倍とする。権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出は、当該総額とは別途算定する。</u></p>
		<p>第13条 <u>同一の権利侵害行為について、既に罰金又は過料が科され、かつ執行が完了している場合、人民法院は、懲罰的賠償の倍数を確定する際、これを考慮しなければならない。</u></p>

執筆担当：席 修拳

II. 中国法務の現場より

◆ 流砂の歩き方を学ぶ（2）

今年2月に、アメリカとイスラエルによるイラン攻撃が始まったことで、ホルムズ海峡の通行が困難となり、世界中が影響を受けている。中東の石油に深く依存している日本では、石油化学製品の原料である「ナフサ」のことが頻繁にニュースになっている。

「ナフサ」（英：naphtha）は聞きなれない言葉だったので、調べてみると、かなり起源が古いことが分かった。ギリシア語→ラテン語→英語の経路を辿っているが、語源的にはアッカド語「naptu」か、ペルシア語「naft」に遡るとの説が有力らしい。元々は液体の石油のことを指すようで、古の時代から、瀝青（アスファルト）の形で都市建設に活用されただけでなく、火力兵器として軍事用途にも広く使われていたようである。

アッカド語は、エジプト語、ヘブライ語、アラビア語などとともにアフロ・アジア語族に属するが、ペルシア語は、サンスクリット語や多くのヨーロッパ諸語とともに、インド・ヨーロッパ語族に属する。後者について研究していた19世紀のヨーロッパの言語学者は、数千年前にインド亜大陸やイラン高原に移り住んだインド・イラン語派を表す言葉として「アーリア」という語を使用していたが、今も文字通り「アーリア人の国」と自称しているのは、ほかならぬイランである。ついでに言えば、「ホルムズ」は、古代ペルシア（イラン）で発祥したゾロアスター教の神アフラ・マズダーの名が転訛したものと考えられており、ゾロアスター教は、世界最古の宗教の一つに数えられ、善悪二元論の思想と、単線的時間感覚を前提とする終末論は、ユダヤ教、キリスト教、イスラム教など主要な一神教の発展に多大な影響を与えたと言われている。

ところが、当初、言語の研究で措定された「アーリア」の概念は、後に人種や民族に関する言説で用いられるようになり、ついに、ナチス・ドイツは、高貴なるアーリア民族の純粋性の保持と生存空間の確保を主張し、ユダヤ人などを「非アーリア人」と蔑んでジェノサイドを実行するに至った。2025年4月号の小欄で触れたポーランド出身の社会学者ジグムント・バウマンは、その代表作「Modernity and the Holocaust」（1989）において、ナチス・ドイツによるユダヤ人の大量虐殺は近代の失敗ではなく、むしろ、近代文明がホロコーストにとっての必要条件であったと論じている。

そんなナチス・ドイツとの核開発競争に勝ったアメリカは、戦後、ソ連からの挑戦を受けつつもまた競り勝ち、長きにわたるヘゲモニー（覇権）を維持した。他方、戦後、ユダヤ人が建国したイスラエルは、アラブ諸国との度々の戦争を経て、今回は、イランによる核兵器開発がイスラエル国の存立を脅かすことを理由に、アメリカとともに、イランに対する大規模な軍事攻撃を行っている。

資源や覇権をめぐり古から繰り返される人間集団の紛争パターンを見ていると、単線的時間感覚を有する世界史の物語を額面通りに受け取ってよいかどうか迷いもあるが、いずれにしても、同時代の世界で起きている出来事を理解しようと思えば、その背景ないし遠景をなす異なる言語、宗教、文明を持つ人間集団間の纏れ合う様々な因縁を解きほぐす必要があり、そのためには、世界の地図の上で観察し、世界の歴史に照らして吟味する必要がある。

ホロコーストも核兵器も近代の合理性と科学技術の帰結であったとすれば、宇宙飛行や AI もまた、その延長線上に位置付けられうる。人類が地球から宇宙へと新たなコロニーを求めるようになった以上、人間にとって畏敬の対象であり続けた星空を「世界」の「地図」に取り込む必要がある。また、AI の進化により、近代的主体そのものが解体される危機に瀕しているといえるから、現在進行中の事態は、よりラディカルな観察と吟味が求められよう。

前回の小欄では、バウマンによる近代評から「流砂」を一つのメタファーとして借用した。しかし、カーボンからシリコンへの文明史的転換という文脈においては、砂はもはや単なる不安定の象徴ではありえない。情報を刻み、計算を支え、AI を動かす半導体の素材として、「砂」そのものが新たな文明の基盤となりつつある。地上から星への道は平坦ではない（セネカ）ように、石油の時代から砂（チップ）の時代への道も平穏ではないだろう。我々に求められているのは、流砂から逃れる術ではなく、砂の文明を生き抜く術を学び、磨くことなのかもしれない。

執筆担当：王 嶺

III. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/ 連載・コラム
2026 年 4 月号	<ul style="list-style-type: none"> 反外国不当域外管轄条例 人工知能擬人化インタラクティブサービス管理暫定弁法 	<ul style="list-style-type: none"> 「小規模個人情報取扱者の個人情報保護に関する簡略措置規定（意見募集稿）」の公表と実務上の留意点 中国の人型ロボットの衝撃と変化する法務対応
2026 年 3 月号	<ul style="list-style-type: none"> 営業秘密保護規定 インターネットプラットフォームに関する独占禁止コンプライアンス指針 	<ul style="list-style-type: none"> 厳しい時代にこそ明るい展望を目指して
2026 年 2 月号	<ul style="list-style-type: none"> インターネットアプリケーションにおける個人情報の収集及び使用に関する規定（意見募集稿） 自動車データの越境移転に関するセキュリティガイドライン（2026 年版） 	<ul style="list-style-type: none"> EU が中国の禁訴令を WTO 提訴している事案の進展（MPIA による上訴仲裁判断） 【緊急解説】中国による日本企業の輸出管理規制リストへの追加と実務対応 中国ビジネス、風を読む
2026 年 1 月号	<ul style="list-style-type: none"> 外商投資奨励産業目録（2025 年版） 対外貿易法（2025 年改正） 	<ul style="list-style-type: none"> 商標法の改正案について 中国のビジネス環境は改善している
2025 年 12 月号	<ul style="list-style-type: none"> 広告引証内容執行ガイドライン（意見募集稿） 自動車業界価格行為コンプライアンスガイドライン（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 【TMI 拠点紹介ブログ Vol.3】日本企業及び中国企業の双方にとって、相談しやすい窓口へー上海オフィスー 日中関係のビジネス現場における直近の動向
2025 年 11 月号	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報越境移転認証弁法 改正法 電子商取引プラットフォームによる商標侵害事件の調査協力に関する規定（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 中国企業の海外進出動向
2025 年 10 月号	<ul style="list-style-type: none"> 企業が競業避止義務を実施するためのコンプライアンスガイドランス サイバーセキュリティ事件報告管理弁法 電子印章管理弁法 	<ul style="list-style-type: none"> 中国データ実務におけるセンシティブ個人情報への関心の高まり
2025 年 9 月号	<ul style="list-style-type: none"> 会社登記強制抹消制度実施弁法 仲裁法（2025 年改正） 	<ul style="list-style-type: none"> 中国商標審査の最新状況

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/ 連載・コラム
	<ul style="list-style-type: none"> 企業破産法改正案（意見募集稿） 	
<u>2025年8月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 最高人民法院による労働紛争事件の審理における法律適用問題に関する解釈（二） ネットワーク情報部門による行政処罰裁量権基準の適用に関する規定 サイバーセキュリティ標準実践ガイドラインにおけるQRコード注文に関する個人情報保護要求（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 労働紛争に関する随想
<u>2025年7月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者の心身の健康に影響を与える可能性のあるインターネット情報分類方法（意見募集稿） 反不正競争法 	<ul style="list-style-type: none"> 訪日外客の構成に思うこと
<u>2025年6月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 医療広告監督管理ガイドライン ライブコマース監督管理弁法（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> EUが中国の禁訴令をWTO提訴している事案の進展 中国個人情報保護コンプライアンス監査弁法と関連法令の整理 ラブブの背景にある中国のグッズ経済
<u>2025年5月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国民営経済促進法 営業秘密保護規定（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 上海における電気自動車の普及

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2026年5月29日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp

上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp

北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/広島/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ/ブリュッセル/ジャカルタ/クアラルンプール※

現地デスク

フィリピン/ブラジル/メキシコ/ケニア/シドニー

※ジャカルタ及びクアラルンプールは現地法律事務所との提携による